保育所等利用調整基準の見直しについて

1.目的

令和5年4月1日に、布袋駅東複合公共施設に私立の認可保育所として布袋ぽっぽ 園が開所しました。

布袋ぽっぽ園は、0歳児6名、1歳児12名、2歳児12名の合計30名を定員とする保育所で、在園する園児が3歳児に進級する際には、当該保育所を卒園し、他の保育園や幼稚園に改めて新規入所する必要があります。

保育園の入所については、保育所等利用調整基準に基づき、保育の必要性を点数化して決定しますが、改めて利用調整を行った結果、同じ地域(布袋地区)で継続して保育を受けられなくなることが想定されます。

そこで、布袋ぽっぽ園を卒園した園児が、継続的に同じ地域で保育園に入所できるよう配慮するため、加点項目等を新たに追加し、基準の見直しを図るものです。

2.変更項目

- (1)調整指数表の項目及び点数
- (2) 同一点数時の順位表の項目及び優先順位

3. 変更内容

(1) 調整指数表

布袋地区の保育園の3歳児に係る利用調整において、過去3年間の平均で最も高い保育園の内定最低点数は158.0点であり、他の園も133.3点から156.7点であるため、利用調整の点数が158点より高い点数であれば、引き続き布袋地区の保育園に入所することができると考えられます。

今回の基準の見直しは、布袋ぽっぽ園の卒園児が、安定的に布袋地区の保育園に 3歳児で入所できるよう措置を行うものであり、継続した保育の保障を目的とする ため、期限のない保育の必要性(就労等)を前提としています。

無期の保育の必要性について、最低点数は40点である内職になります。

入園時の保育要件を見ると、要件が高い方の保護者の点数は、97%以上が 100 点であり大多数を占めるため、要件が高い方の保護者は 100 点を想定します。

これらの条件により、措置を行う利用調整の想定最低点数を 140 点とし、158 点より高い点数とするため、19 点の加点項目を設けるものです。

なお、今回の基準の見直しは、保育の継続性を確保することが目的であるため、 年度途中の保育所の変更については加点の対象とせず、市内の私立の保育所を卒園 する場合に加点することとします。

<改正案>

新基準表(案)		現状
保育理由	点数	点数
市内の年齢に上限のある園(認可外保育施設を除く)の卒園に伴 う転所申込であるもの	19	_

(2) 同一点数時の順位表(基本点数と調整指数の合計が同一の場合) 市内の年齢に上限のある園(認可外保育施設を除く)の卒園に伴う転所申込であるものについて、項目を追加し、優先順位を2位とする。 <改正案>

優先順位	新基準表(案)	現状
	市内の年齢に上限のある園(認可外保育施設	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い方
	を除く)の卒園に伴う転所申込であるもの	の点数を比較し、その点数が高い方

4. 適用時期

令和6年度の入園から適用する。

保育所及び家庭的保育事業等の利用における調整のための基準 (保育所等利用調整基準)

令和5年10月1日改正(案)

(1)基本点数表

内容		保育理由	点数
①就労		160時間以上	100
		140時間以上	90
	61 #1	120時間以上	80
	外勤	100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
		160時間以上	100
		140時間以上	90
	自営・農業(事業主	120時間以上	80
	もしくは家計の主体者)	100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
		120時間以上	80
		100時間以上	70
	自営・農業(協力者)	80時間以上	
			60
	I THE	60時間以上	50
	内職		40
②妊娠、出産	妊娠・出産		80
③保護者の疾病、障害	入院	概ね1か月以上にわたる入院	100
		入院に相当する治療や安静を要する	100
		自宅療養で1か月以上にわたる病臥	100
		週3日以上の通院加療を要する場合	80
		及び精神疾患	80
		上記以外で1か月以上にわたり継続的な	C0
		通院加療が必要と認められる場合	60
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者	
		保健福祉手帳1・2級、療育手帳 A 、	100
		要介護4・5級	
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、	
	障害	要介護3級	80
		身体障害者手帳5・6級、精神障害者	
		保健福祉手帳3級、療育手帳C、	60
		要介護1・2級	00
↑□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			00
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護		介護・看護が必要な人が入院・通院等	80
		 介護・看護が必要な人が身体障害者手帳	
		1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・	100
		2級、療育手帳A、要介護4・5級	
	人====================================		
	介護・看護	看護が必要な人が身体障障害手帳3・4	80
		級、、療育手帳B、要介護3級	80
		介護・看護が必要な人が身体障害者手帳	
		5 · 6級、精神障害者保健福祉手帳3	60
		級、療育手帳C、要介護1・2級	
₹₩ 中佐口	《中华四	加入 /水市 J T区 O 、	100
り災害復旧 のよめにも	災害復旧	<u> </u>	100
⑥求職活動 ○ 1.1.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	求職活動	4.000+99.01	20
D就学	That there is a second	160時間以上	100
	就学 <u>(就労を目的とする)</u>	140時間以上	90
	※ 但し、他に就労している	120時間以上	80
	場合、就労時間を就学時間に	100時間以上	70
	加算した時間	80時間以上	60
		60時間以上	50
⑧虐待やDVのおそれがあること	虐待・DV		200
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがに	17 * 17 / 14		2 -
継続利用が必要であること	育児休業		20
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	その他		200

(2) 調整指数表

保育理由		点数
3人以上の入所		9
育休・産休明け	4項目について、最も点数の高い1項目 のみを優先要件として加算する	8
きょうだい同時申込 きょうだい同時入所中		7
生活保護		6
ひとり親世帯		100
母(父)が市内保育所において月120時間以上保育に従事しているもの		50
母(父)が市外保育所で120時間未満及び市外保育所、認定こども園、 幼稚園において保育に従事しているもの		20
市内の年齢に上限のある園(認可外保育施設を除く)の卒園に伴う転 所申込であるもの		19
祖父母未提出		-15
保育料滞納者		-39
その他	市長が認める時	100

(3) 同一点数時の順位表(基本点数と調整点数の合計が同一の場合)

優先順位	内容
1	両親ともに不存在又ひとり親世帯
2	市内の年齢に上限のある園(認可外保育施設を除く)の卒園に伴う転所申込であるもの
3	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い方の点数を比較し、その点数が高い方
4	きょうだいが保育園に在園している
5	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い方の点数の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧 >疾病・障害 >居宅外労働(自営、農業を除く)>自営(居宅外)>自営 (居宅内) >農業>就学>妊娠・出産>親族の介護>内職>求職活動>育児休業
6	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い方の点数の「1か月あたりの労働・休憩時間 数」の長い世帯
7	父又は母の基本点数のうち、いずれか高い方の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧 >疾病・障害 >居宅外労働(自営、農業を除く)>自営(居宅外)>自営 (居宅内) >農業>>就学>妊娠・出産>親族の介護>内職>求職活動>育児休業
8	父又は母の基本点数のうち、いずれか高い方の「1か月あたりの労働・休憩時間数」の長い世帯
9	校区内に居住している世帯

(備考)

- * 父母が複数の要件に該当する場合には、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。
- *①の就労の労働時間数には休憩時間を含むものとする。 「勤務証明書」の「1か月あたりの労働・休憩時間」をみるものとする。
- *※印の点数は、当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。